

長崎市の事業系ごみの分け方

市役所で処理する「事業系一般廃棄物」

※ごみの種類ごとに処理方法が違います。4分別の徹底にご協力ください！

燃やせるごみ ※プラスチック製品 ゴム製品は 従業員の私物に限る	燃やせないごみ	プラスチック製 容器包装	資源ごみ
燃やせないごみ・プラスチック容器包装・資源ごみは ※従業員の私物に限る(私物以外は産業廃棄物)			
事業所用燃やせる ごみ袋(赤)	事業所用燃やせない ごみ袋(青)	事業所用プラスチック製 容器包装ごみ袋(黄色)	事業所用資源ごみ袋 (緑)
◎調理くず、食べ残し、 期限切れの食材 ※水切りを十分に… ◎作業着、ボロ布 ◎歯ブラシ、ストロー ◎木製品、木箱	◎湯のみ、コップ ◎傘	◎弁当がら ◎レジ袋、菓子袋 マークが目印	◎飲料水等の空き缶 ※中を水ですすいで… ◎飲料水等の空きびん ◎飲料水等のペットボトル ※ペットボトルの ふた、ラベル はプラスチック 製容器包装へ マークが目印
事業所用燃やせるごみ袋に 入れて出す ※古紙以外の物と分けてください ◎書類、チラシ、新聞、 段ボール			
事業所用指定ごみ袋			

◎事業所用指定ごみ袋は市内郵便局で販売しています。

1セット 10枚入り 1,460円 ※令和8年4月1日から2,000円に改定します

◎ごみ出しの際には、事業所用指定ごみ袋に事業所名の記入が必要です。

◎自己搬入や許可業者に委託して処理する場合は、事業所用指定ごみ袋を使用する必要はありません。
また、プラスチック製容器包装を分別する必要もありません。

注)一般廃棄物を市の処理施設に自己搬入する場合には、事前に市役所(資源循環課)か最寄りの地域センターの窓口で“搬入券”の申請が必要です。

市役所で処理しない「産業廃棄物」

※ごみステーションに出すことや長崎市の処理施設への搬入はできません！

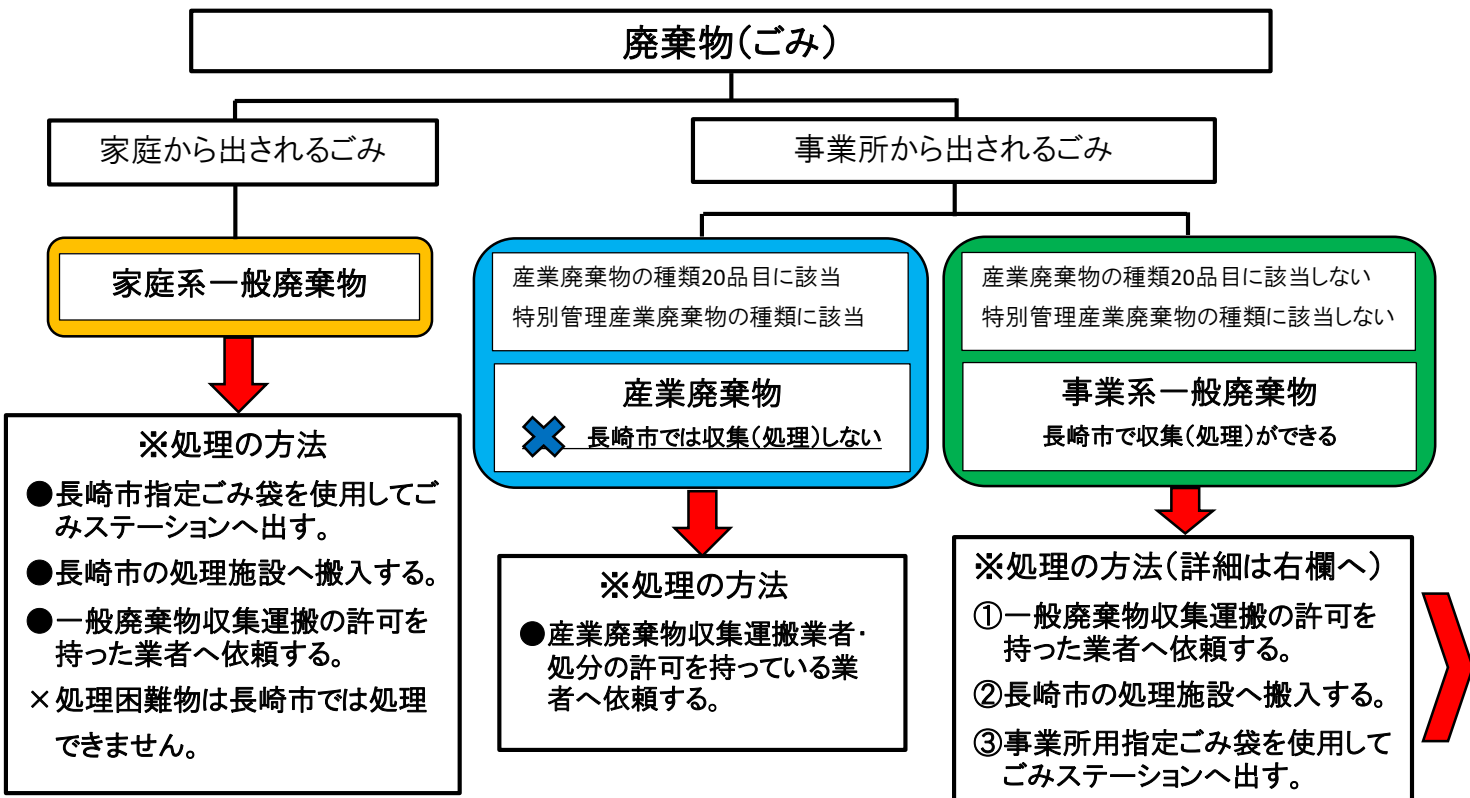
産業廃棄物(事業者が自ら処理しなければならない) (産業廃棄物の収集運搬・処分の許可業者への委託) 事業所の備品、製品、商品、容器包装類、原材料、工事くず			
◎ポリ容器、発泡スチロール、ビニール、トレー、 (業務用洗剤容器、食材袋、緩衝材、包装袋、ヒモ等)	◎ゴム手袋、長靴等ゴム製品	◎バインダー、クリアファイル等 (事務用品類)	
◎農薬など薬品類	◎蛍光管、電池類	◎ポップ、のぼり等廃プラ類	◎紙以外の医療器具
◎一斗缶類 (油缶、塗料缶、食材缶)	◎バッテリー	◎建設廃材、住宅設備機器、 パレット	◎消火器
◎机、椅子、ロッカー、 キャビネット	◎ヘルメット、誘導棒、コーン	◎OA機器	◎第1種特定製品 (フロン排出抑制法)

●事業系ごみについてのお問い合わせは 長崎市資源循環課 TEL095-829-1159

●お知らせ

PCB(ポリ塩化ビフェニル)が使用された機器(変圧器、コンデンサー、照明器具等)を保有されている方は、上記の資源循環課までご連絡ください。

廃棄物の分類と処理の方法



産業廃棄物の種類20品目と具体例

種 類	具体例(あらゆる事業活動に伴うもの)	種 類	具体例(特定の事業活動に伴うもの)
(1)燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ	(13)紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
(2)汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等		
(3)廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等	(14)木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材または木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
(4)廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液	(15)繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
(5)廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液		
(6)廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物	(16)動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
(7)ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず	(17)動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
(8)金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等	(18)動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
(9)ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等	(19)動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(10)鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等	(20)以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固化物)	
(11)がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物		
(12)ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの		

事業所から出されるごみ(事業系一般廃棄物)の排出方法について

① 一般廃棄物収集運搬の許可を持った業者へ依頼する。

- 許可業者は、長崎市のホームページ等でご確認ください。
無許可の業者に依頼すると、依頼者も罰せられる可能性があります。
- 「事業所用指定ごみ袋」を使用する必要はありません。

② 長崎市の処理施設へ自己搬入する。

- 搬入券(無料)が必要です。お近くの地域センターまたは資源循環課(市役所13階)で申請してください。
交付時間 月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時45分から午後5時30分まで
- 「燃やせるごみ」、「古紙」及び「プラスチック製容器包装」は東工場または西工場、「燃やせないごみ」・「資源ごみ」は三京クリーンランドへ搬入してください。

処理手数料 1回の搬入につき62.8円/10kg ※1円未満切捨て

※令和8年4月1日から80円/10kgに改定します

東工場

戸石町34-2

- 大型のごみ(せん断破碎ごみ)
月曜日～金曜日(祝日含む)
午前8時から午後5時まで
 - 小型のごみ(ピット投入ごみ)
月曜日～土曜日(祝日含む)
午前8時から午後5時まで
- ☎095-830-2040

西工場

神ノ島町3丁目526-23

- 大型のごみ(せん断破碎ごみ)
月曜日～金曜日(祝日含む)
午前8時から午後5時まで
 - 小型のごみ(ピット投入ごみ)
月曜日～土曜日(祝日含む)
午前8時から午後5時まで
- ☎095-894-5230

三京クリーンランド

三京町43-4

月曜日～土曜日(祝日含む)
午前9時から午後5時まで
☎095-850-3326

③ 事業所用指定ごみ袋を使用してごみステーションへ出す。

- 表面左図のとおり4種類に分別する必要があります。
「燃やせないごみ」、「プラスチック製容器包装」、「資源ごみ」については「従業員の私物」に限りです。

私物以外は産業廃棄物として処理してください。

- 1回に3袋まで。多量になる場合は①か②の方法で処理してください。
- 事業所から古紙をごみステーションに排出する場合は、「事業所用指定ごみ袋」を使用する必要があります。
※古紙以外のものと分けてください。

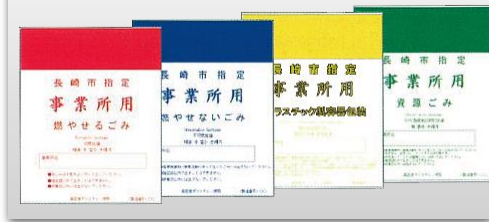
事業所用指定ごみ袋

- 事業所用指定ごみ袋は市内郵便局で販売しています。
事業所名の記名が必要です。

10枚入り1,460円

令和8年4月1日から2,000円に改定します

※ごみの処理料が含まれています



※廃棄物の不法投棄など不正処理をした場合には、厳しい罰則規定があります。